

路外駐車場設置のための手引き

小平市都市開発部
交通対策課

は じ め に

この手引き書は駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）で定められている路外駐車場の届出について解説するものです。

※1

最初に言葉の定義ですが、路外駐車場の「路外」とは道路の路面外のことです。従って路外駐車場とは、パーキング・メーターなどのように道路を駐車エリアとするようなものとは異なる駐車場のことに

※2

なります。さらに駐車場法では、誰でも時間利用ができる公共駐車場のことをいうこととしています。

このような公共駐車場をつくるために必要な「路外駐車場設置届」とは時間貸駐車スペース（月極駐車スペースを除く）の総面積が 500 m²以上で有料の場合に必要な提出書類です。

また、路外駐車場設置後の業務運営の基本となる「路外駐車場管理規程届」は供用開始後 10 日以内に届け出ることになっていますが、事務の繁雑を解消するため、「路外駐車場設置届」と同時に提出することとしています。

なお、無料の場合には届出の必要はありませんが、駐車場法の構造及び設備の基準に適合する必要があるります。

この手引き書では、届出事務の要点についてのみ記載していますが、それらの根拠は、駐車場法、各種法令、省令、条例、基準などの条項によります。

なお、500 m²以上の公共駐車場以外の場合であっても、その規模、形態により、各種法令に基づく届出が必要となる場合がありますので駐車場設置場所の小平市担当窓口にお尋ね下さい。

平成 24 年 4 月 1 日

※1 路外駐車場

道路の路面外に設置される自動車のための施設であって一般公共の用に供されるもの。

※2

※2 一般公共の用に供されるもの

一般不特定多数の者が駐車場管理者が定める管理規程に基づく営業時間内において、自由にこれを使用できる状態にあるもので、恣意的に特定の者の利用を拒むことができないものであると解される。

設置届出と管理規程届出の事務手続きについて

- 1 設置届出書、管理規程届、関係図面その他の附属書類（P2 必要書類一覧表のとおり）を作成し、小平市役所都市開発部交通対策課へ提出してください。
- 2 警視庁の交通規制課係官が提出日から概ね 30 日以内に現地を調査します。
- 3 書類に不備が合った場合は、上記期間中に整備してください。
- 4 警視庁の回答があったのち、申請者と日時を打合せのうえ現地駐車場の検査を行います。
- 5 検査の結果に基づき、概ね 10 日以内に検査済みの副本を交付します。

※ 警視庁に図面を提出した日から、交付まで約 40 日を要します。

※ 書類不備、または現地検査の結果、改善指示等があった場合は、その必要日数だけ交付が遅れますので、ご注意ください。

6 担当部署

担当部課 小平市都市開発部交通対策課交通安全担当
場 所 小平市小川町 2 丁目 1333 番地 小平市役所 4 階
電 話 042-346-9827 (直通)

※ 路外駐車場の届出をすることによって、税金等の控除が受けられる場合もありますので、詳細については東京都税事務所等にご相談ください。

※ 建築物における駐車施設の附置及び管理については、東京都都市整備局市街地建築部建築企画課までお問い合わせください。(電話 (03) 5388-3343)

届出に必要な書類一覧

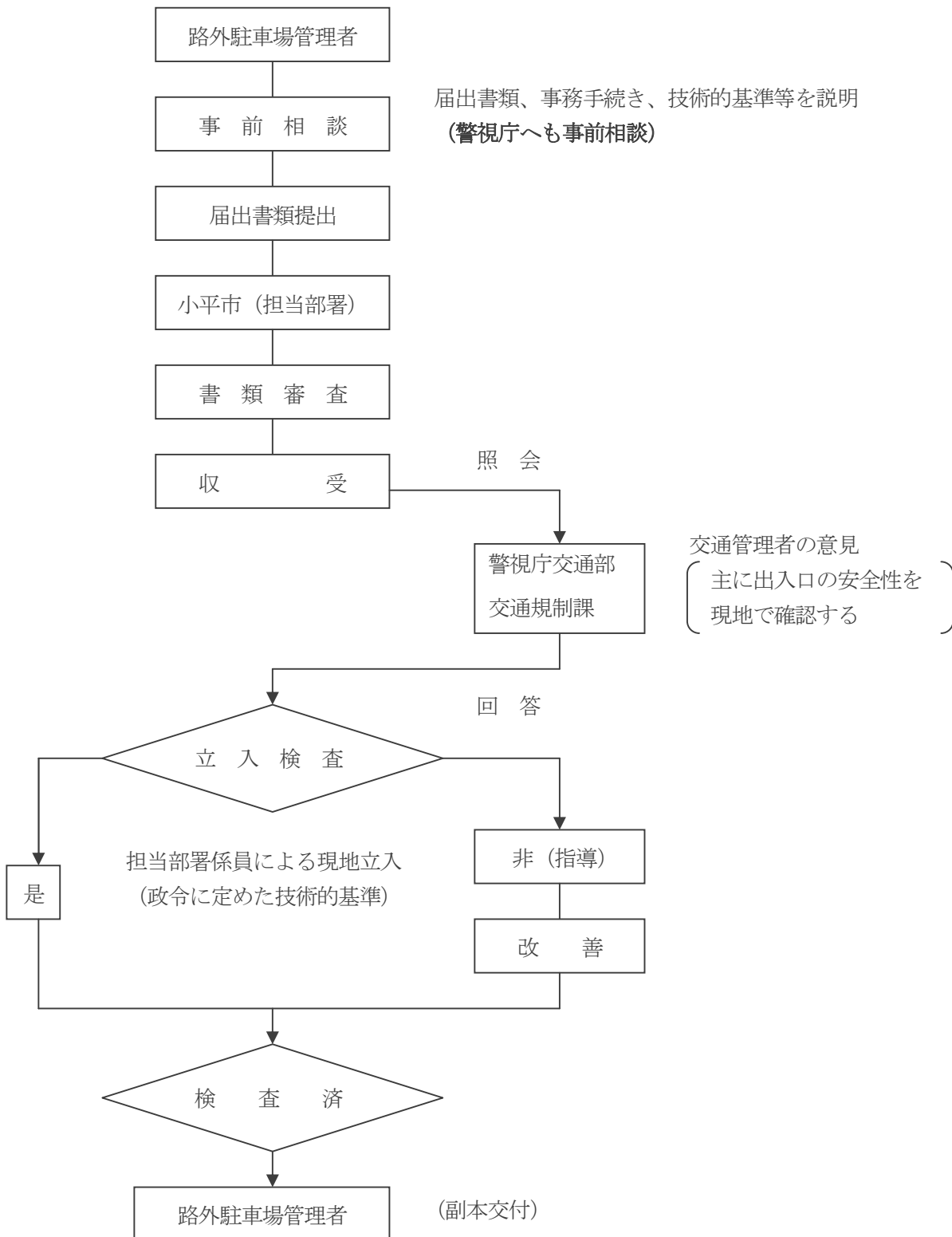
		必 要 書 類	建築物の 場 合	建築物で ない場合	解説頁
設 置 関 係	1	設置届出書	2	2	P.7
	2	駐車施設等の概要	3	3	/
	3	地形図(駐車場の位置を標示したもの) 1/10,000 以上	3	3	
	4	平面図(平面式の場合) 1/200 以上	3	3	
		平面図(建築物の場合は各階) 1/200 以上	3	3	
		① 路外駐車場の区域を標示したもの			
		② 付近の道路及び駐車場法施行令第7条で定める部分 が記入されたもの			
	③ 一般公共の用に供される部分及び一般公共以外の用 に供される部分の範囲				
	④ 屈曲部、傾斜部の詳細(寸法)が記入されたもの				
	5	立面図 2面以上 1/200 以上	2	/	
	6	断面図 2面以上 1/200 以上	2		
7	建築確認通知書の写	2			
8	建築検査済証の写	2			
9	機械式駐車装置の場合 (ターンテーブルを除く) 大臣認定書の写	2	2		
10	管理規程届	2	2	P.12	
11	業務(管理)委託契約書写(委託する場合のみ)	1	1	/	

※1 届出書類3部のうち1部は警視庁提出分となります。

2 書類はA4の大きさ(平面図等で大版のものは折る)で提出してください。

3 折った図面を他の書類と重ねて綴じる場合は、図面の下部を合わせてください。

路外駐車場届出事務処理フロー



設置届出書の記入要領

- ・路外駐車場設置届出書にあつては、表題の（変更）の部分は二本線で消してください。
- ・路外駐車場変更届出書にあつては、変更しようとする事項を**朱記**してください。
- ・駐車場管理者の氏名又は名称及び住所を記入してください。

1 駐車場の名称

2 駐車場の位置

駐車場の所在地（住居表示等）を記入してください。

3 規模

イ 駐車場の区域の面積

駐車場の敷地の面積を記入してください。

ロ 駐車場の用に供する部分の面積

駐車場の用に供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車のため必要な施設の総面積について記入してください。

ロ a (A) 及び b (c) 駐車場の用に供する部分の面積

- ・「一般公共の用に供する部分」の欄には、時間貸し駐車スペース部分の面積、台数を記入してください。
- ・「それ以外の部分」の欄には、月極契約等時間貸し駐車スペース以外の部分の面積、台数を記入してください。

ロ a (B) 及び b (D) 車路等の面積

- ・車路、料金徴収所等駐車場の用に供する面積のうち、駐車スペース以外の部分の合計面積を記入してください。

4 構造

イ 建築物である部分

- 例) ・鉄骨鉄筋コンクリート造（地下1～2階）
・鉄骨造タワー式

ロ 建築物でない部分

- 例) ・透水性アスファルト舗装
・砂利敷舗装

5 設備

イ a 特殊装置の有無

特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載してください。

b 認定番号・特殊の装置の名称等

用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第 15 条の規定による国土交通大臣の認定の番号及び、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載してください。

ロ それ以外の設備

特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載してください。

6 附帯業務のための施設（駐車場内で行う有料業務）

例) 洗車場、燃料販売、自動車修理、売店、スナック

7 従業員概数

駐車場の管理に従事する人数（事務、附帯業務を含む）

8 供用開始（予定）日

営業を開始しようとする日

注) 該当しない欄は記入しないでください。

変更届出と休止等の届出

1 変更届出とその内容

(A) 駐車場法に基づく変更届に必要な書類一覧表を参照してください。

(B) 設置変更の場合に変更内容が規模、構造、設備のときは現地検査を行います。また、出入口の変更の場合は、設置届出事務手続きと同様になります。その他の変更及び管理規程の変更は書類審査のみとなります。

2 休止等の届出（法第 14 条）

休止（全部、一部）、再開、廃止した時は、10 日以内に届け出てください。

変更届出に必要な書類一覧

変 更 の 内 容	路外駐車場 設置変更届	管理規程 一部変更届	添 付 書 類 等
管理者の変更(名称変更含む) ※代表者のみの変更については不要	○	○	
管理者の住所等の変更	—	○	
駐車場の名称の変更	○	○	
駐車場の位置の変更 (町名地番変更によるもの)	○	△	管理規程に所在を掲載している場合は、管理規程一部変更届も必要
規 模 } 構 造 } の変更 設 備 }	○	—	変更事項に係る図面及び指示されたもの
附帯業務の変更	○	○	
従業員の数の変更	○	—	
駐車料金の変更	—	○	理由書及び指示されたもの
供 用 時 間 } 供 用 契 約 } の変更 省令で定められた事項 }	—	○	

- 注) 1 設置変更届は法第12条、管理規程一部変更届は法第13条の規程に基づきます。
- 2 必要書類は添付書類を含め2通(出入口変更の場合は3通)提出してください。
- 3 設置変更届は所定の用紙を、管理規程一部変更届には所定の様式を用いてください。
- 4 路外駐車場設置変更届(規模・構造・設備の変更は除く)、管理規程一部変更届等の変更届は、郵送・FAX・メールでも承ります。
- 5 副本交付に際し郵送をご希望の場合は、返信用封筒(切手貼付)のご用意をお願いします。

路外駐車場設置に関する解説

1 駐車場の営業形態

(1) 路外駐車場

駐車場法第2条第2項に規定される一般公共の用に供されるものをいい、有償寄託契約に基づき車の保管をする。

(2) 月極のみを取り扱う駐車場

月極契約車という特定車のみを取り扱い、又は特定車のみが利用できるもので、一般的にいう時間貸駐車等を一切取り扱わないもの。

(3) その他（ガレージ等）

駐車場等の名称は使っているが、駐車場内の一定の区画を駐車のために使用することを認める、土地又は場所の一時使用契約を結んだ一時使用賃借であるもの。一般的には無人長期契約が多い。

2 路外駐車場を設置するためには、次の法令等の規定によらなければならない。

【凡 例】

- | | | |
|---|-----|-------------------------------------|
| 1 | 法 | 駐車場法 |
| | 施行令 | 駐車場法施行令 |
| | 省 令 | 国土交通省令 |
| | 条 例 | 東京都駐車場条例……………東京都が設置する路外駐車場、附置義務駐車施設 |

2 その他法令

道路法

道路交通法

建築基準法 …………… 建築物の場合

消防法 …………… 建築物の場合

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

東京都建築安全条例 …………… 建築物の場合

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 ……… 収容台数 20 台以上

東京都環境影響評価条例 …………… 収容台数 1,000 台以上

東京都福祉のまちづくり条例

(1) 構造及び設備の基準（法第11条）

駐車のために供する部分の面積が 500 m²以上のものは、政令で定める技術的基準によらなければならない。

(A) 駐車のために供する部分とは、駐車スペースのみ。

(B) 駐車スペースと車路とが構造上判然としていないものは、車路の面積も含めて算定する

(建設省通達)

(C) 機械式の場合は、各パレットの面積に台数を乗じた面積。ただし算定しにくいものは、普通乗用車 15 m²、小型乗用車 12 m²とみなし算定する。(建設省通達)

(2) 駐車のために供する部分の面積

駐車場法では特に示されていないが、1台当たりの面積を下記の基準により指導している。

(A) 普通乗用車 幅 2.5m以上 奥行 6.0m以上 (15 m²以上)

(B) 小型乗用車 // 2.3m // // 5.0m以上 (11.5 m²以上)

(C) 軽乗用車 // 2.0m // // 3.5m以上 (7 m²以上)

(D) その他の自動車 当該車が安全に駐車でき、ドアが円滑に開閉できる余地のある面積

なお、附置義務である駐車場の1台当たりの駐車面積は、東京都駐車場条例第17条の5第1項で幅2.3m以上、奥行き5m以上(11.5 m²)、第2項で台数の十分の三以上は幅2.5m以上、奥行き6.0m以上(15 m²)と規定されている。

(3) 設置の届出について(法第12条)

駐車のために供する部分のうち時間貸し駐車部分の面積が500 m²以上の路外駐車場で、料金を徴収するものを設置する者は、あらかじめ規定に基づく内容を届け出なければならない。変更する場合も同様に届け出なければならない。

(4) 届出にあたり特に注意すべき事項

① 自動車の出口及び入口(施行令第7条)

(A) 出口から前面道路上の通行者の存在を確認できる構造

(B) 一時停止線、一時停止の標板又は標識、一方通行等の場合は指定進行方向指示標板等の設置

(C) 建築物の場合必要により高さ制限の表示

(D) 機械式(メリーゴーランド等)の場合もまた同じ

② 車路(施行令第8条)

駐車場内における車路上に車の進行方向の標示や標板等の設置をする場合。(特に一方通行の場合)いずれの場合も、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」の例に準じて設置すること。

③ 照明装置(施行令第13条)

施行令第13条の照明装置の項は、広場式駐車場にも準用している。

3 管理規程届について(法第13条)

業務運営の基本となる管理規程を定め、使用開始後10日以内に届け出なければならない。変更する場合も同様に届け出なければならない。

(1) 管理規程は、法の規定に基づき作成しなければならない。具体的内容については「駐車場管理規程例」を参照し、係員の指示のもとに定めること。なお、実務上は路外駐車場設置届と同時に提出することとしている。

(2) 特に留意すべき点は、

(A) 駐車場管理者の責務(法第15条)

- (B) 善管注意義務（法第 16 条）
- (C) 契約内容について
- (D) 駐車料金の額の基準等（施行令第 16 条）

(3) 供用時間の明示（施行令第 17 条）

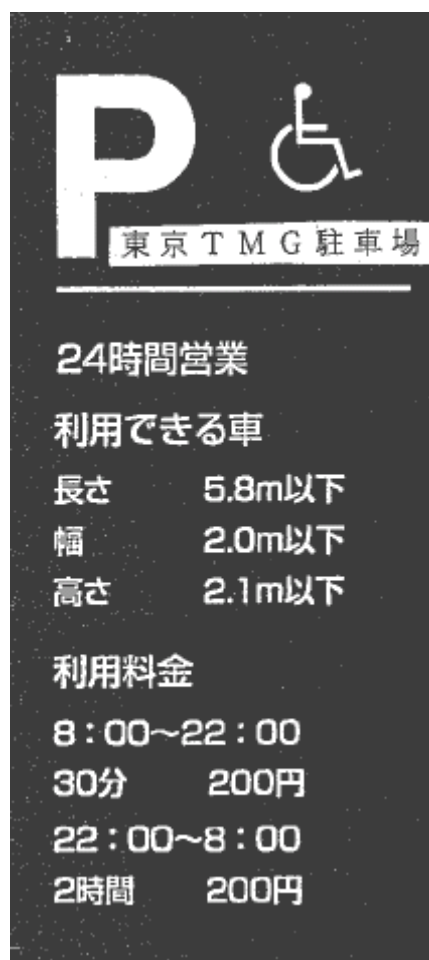
法においては、供用時間及び料金の明示義務を定めているが、都においては駐車できない自動車や管理規程中必要な事項を掲示するよう指導している。

例

駐車場内用看板

東京 TMG 駐車場	
供用時間	0:00~24:00
料 金	30 分まで毎 100 円 (定期 1 ヶ月 40,000 円)
駐車場できない自動車	
長さ	5.8m を超えるもの
幅	2.0m //
高さ	2.1m //
東京メトロパーキング株式会社 (0000)0000	

駐車場入口看板



駐車場管理規程	
(抜 粋)	
1	駐車位置、場内交通規制等は、標識または、係員の指示に従うこと。
2	場内での走行は、時速 8km 以下で徐行すること。
3	自動車に貴重品、その他の物品を留置しないこと及びドア、トランク類は施錠すること。
東京メトロパーキング株式会社 (0000)0000	

※管理規程の抜粋と駐車場券に記載する注意書には、駐車場法第 16 条にかかる文言にお気をつけ下さい。